

VI 農林水産公共事業の見直しについて

1 「自然と共生する環境創造型事業」への転換

農林水産業の構造改革を進めるとともに、農山漁村の新たな可能性を切り開く観点から、食料の安定供給や水資源のかん養の多面的機能の発揮に万全を期するとともに、更に進んで、事業の内容自体を環境を重視し、循環型社会の構築や自然との共生に寄与するものに改革。

① 新規採択事業

14年度以降、新規採択事業は、災害復旧や防災対策等を除き、「食料の安定供給等とあわせて自然と共生する環境を創造する事業」（自然と共生する環境創造型事業）に転換。

② 既存事業

既存の事業地区については、原則として5年ごとに行う再評価の際などに、「自然と共生する環境創造型事業」への転換の可否について検討し、可能なものは、これに転換。

2 事業執行のあり方の見直し

(1) 工期短縮に向けての「時間管理原則」の導入

事業ごとに限度工期を設定し、これを超えるものについては採択しない。また、採択後一定期間内に着工に至らない事業等は中止することをルール化。（進捗状況は、原則としてインターネットで公表）
なお、限度工期は、以下を基本として、事業ごとに設定。

① 農業農村整備 直轄9年、補助6年

② 林野公共 10年

（ただし、一定規模を超える事業については、別に基準を設定）

③ 水産公共 10年

(2) 新規採択の抑制

継続地区の早期完了を図るため、以下により、新規採択を抑制。

① 農業農村整備： 新規採択総事業費を縮減（年度事業費の7割相当に抑制）

② 林野公共： 新規採択箇所数を継続地区の完了箇所数以下に抑制

③ 水産公共： 流通範囲が後背集落に限られる漁港の新規採択を当分の間凍結

(3) コスト縮減に向けての取組みの強化

昨年9月に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」（平成12～20年度）に基づく新技術や低コスト工法の導入等を着実に推進（注）するとともに、V E方式（入札希望者等からの代替工法の提案を受け入れる入札契約方式）の積極的活用、既存ストックの有効活用、歩掛・単価の見直し、地域住民による施工協力を進める等により、コスト縮減に向けての取組みを強化。

（注）コスト縮減実績：H 8 年度→H12年度 10.6%（全省庁 10.2%）

(4) 地域の個性と活力を生かした事業展開

事業計画等の策定に当たり、地域住民の意見を聴取するとともに、必要に応じ関係府省との施策連携を図りつつ、構想作り等への住民参加を促進することにより、地域の活力と個性を活かした事業展開を図る。

(5) 透明性向上に向けての事業プロセスの徹底した公開

農林水産公共事業に対する国民の信頼の醸成と積極的な参加を促進する観点から、以下により、事業プロセスの徹底した公開を図る。

- ① 農林水産公共事業に係る各種長期計画、基本方針等の策定に当たり、パブリックコメント（国民意見）を聴取するシステムを導入
- ② 事業評価結果はもとより、評価に際して活用した各種データや第三者委員会の議事録等について、逐次インターネットのホームページを通じて公開
- ③ 入札・契約に関する各種情報を逐次インターネットのホームページで公開するとともに、インターネットを活用した電子入札システムを構築

(6) P F I の導入

13年度から、漁港における海洋性レクリエーション施設（神戸市垂水漁港におけるプレジャーボート係留施設）の整備・管理をP F I方式により実施するとともに、14年度以降のP F I対象事業の拡大に向けて、啓蒙・普及を実施。

また、14年度から、P F I方式による市町村有林の整備を促進。

3 地方分権の推進

(1) 統合補助金の創設・拡充

1, 4 5 9 億円（4 7 6 億円）

地方分権の更なる推進を図る観点から、以下により、統合補助金の拡充・創設を図る。

① 農業集落排水統合補助金の拡充

1, 0 5 2 億円（1 2 6 億円）

従来、計画処理人口500人以下の農業集落排水施設の整備としていた統合補助金の範囲を、計画処理人口にかかわらず、すべての事業に拡大

- ② 農業集落排水資源循環統合補助金の創設 85億円(ー)
循環型社会の構築に向けて、農業集落排水汚泥等のリサイクル計画の策定を要件とする新たな統合補助事業を創設し、有機性資源の循環利用を促進
- ③ 治山施設修繕統合補助金の創設 0.9億円(ー)
山崩れ、土石流等の防止を図る土留などの治山施設の修繕を実施
- ④ 地すべり防止施設修繕統合補助金の創設 0.6億円(ー)
地すべり発生の原因となる地下水を排除する施設等の修繕を実施
- ⑤ 公有地造成護岸等整備統合補助金の創設 1.1億円(ー)
公共用地の計画的な造成の促進を図るため、護岸等の海岸保全施設の整備を実施

(参考) 13年度予算から継続される統合補助金

① 農村振興総合整備統合補助金	62億円	(39億円)
② 農村総合整備統合補助金	128億円	(156億円)
③ 集落地域整備統合補助金	17億円	(25億円)
④ 漁港漁場機能高度化統合補助金	71億円	(75億円)
⑤ 漁港環境整備統合補助金	16億円	(20億円)
⑥ 漁港漁村総合整備統合補助金	25億円	(33億円)
⑦ 海岸保全施設補修統合補助金	1億円	(2億円)
合 計	320億円	(350億円)

(2) 新たな計画制度に基づく事業展開

漁港漁場整備法の制定により、従来、整備すべき個別の漁港名等を列記していた漁港の整備計画制度(国会の承認を得て国が策定)を廃止し、国は整備のあり方を示す基本方針を定めるにとどめ、地方公共団体が自主的に計画を策定し、主体的に事業展開する仕組みに転換。

4 連携施策の推進

(1) 集落排水施設と合併処理浄化槽の新たな連携

人口密度が低く比較的疎住な中山間地域等において、低コストで汚水処理施設を整備するため、集落排水による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を一体的かつ効率的に整備する新たな連携施策を構築[連携先:環境省、総務省]

(2) 環境省等との連携による自然再生型公共事業の推進

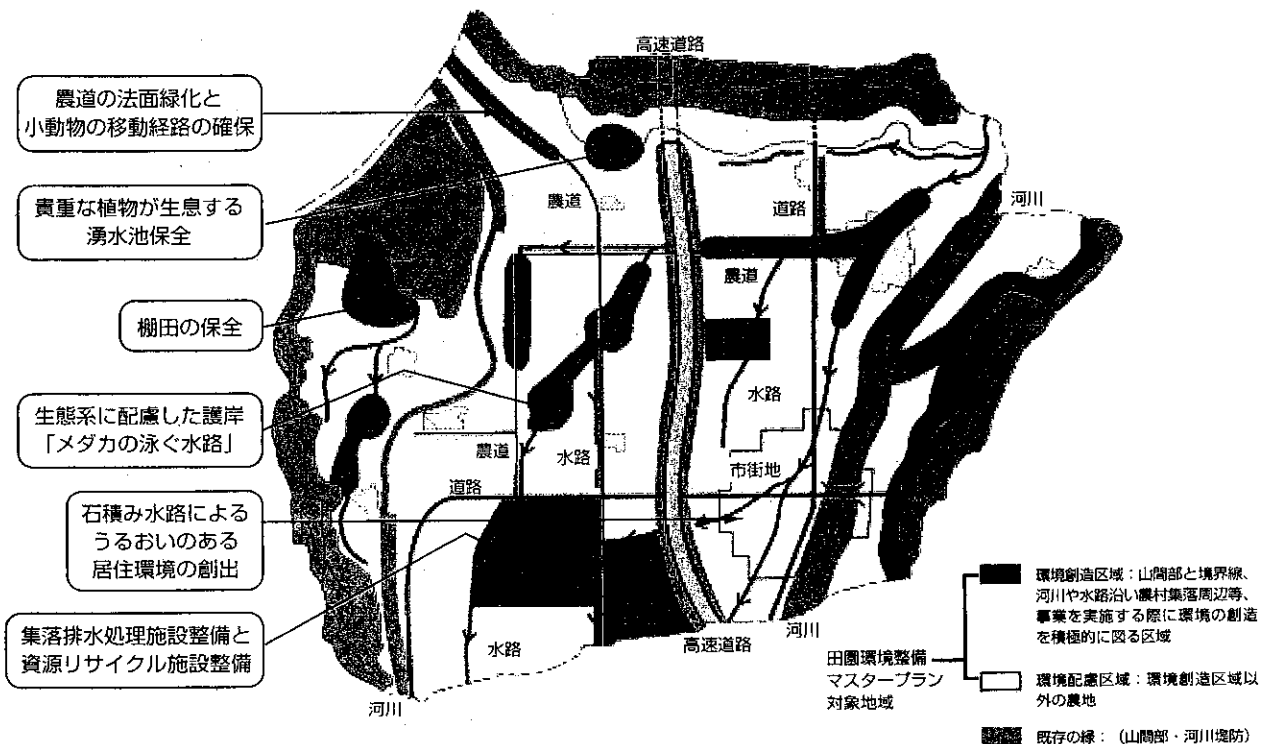
- ① 疎林や笹生地など機能が著しく低下している水源地域の森林について、広葉樹などの郷土樹種の導入等を行うとともに、湿地及び生態系の復元を行う等、環境省との連絡会議等を積極的に活用しつつ、豊かな緑を再生する自然再生型公共事業を実施
- ② 農業農村整備事業の推進に当たって、環境省と連絡会議を新たに設置し、連携方策の方針決定や情報交換を行うとともに、自然環境再生型公共事業の実施に向けた共同調査を推進

「農業農村整備事業の展開方向」

(1) 自然と共生する田園環境の創造への転換

- 改正土地改良法により、「環境との調和への配慮」が基本原則に位置付けられたことを受け、
- 地域の合意のもと、新たに作成する田園環境整備のマスタープランに基づき、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換。
- 平成14年度採択地区より全事業に適用。

- 地域住民と有識者の参画により、「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定める田園環境整備のマスタープランを市町村が作成

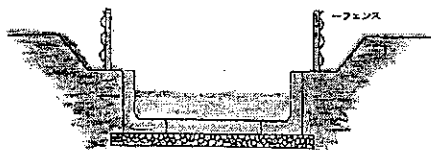


- 「環境創造区域」と「環境配慮区域」において、環境との調和に配慮した工事を「環境配慮5原則(回避、最小化、修正、軽減・消失、代償)」により実施

- 特に、「環境創造区域」においては、自然と共生する環境を創造

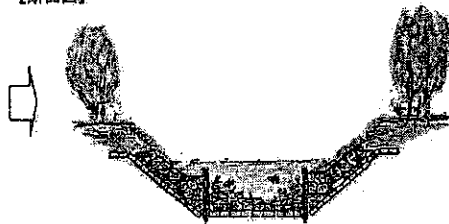
〈従来の整備〉

- 経済性・機能性を重視したコンクリート水路
- 【断面図】



〈環境創造型の整備〉

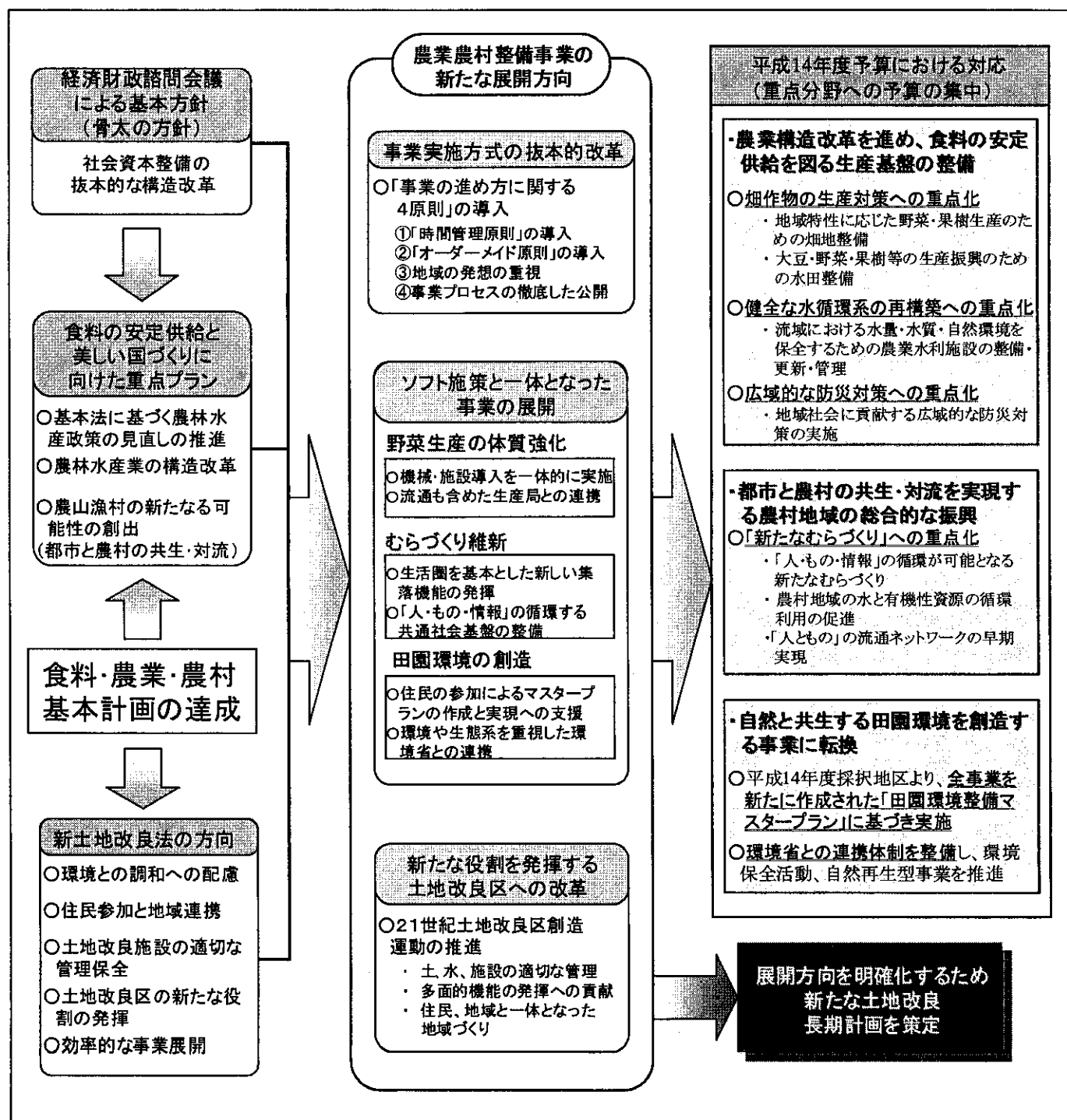
- 多自然型工法による生態系保全水路
- 【断面図】



(2) 事業の展開方向

農業農村整備事業の抜本的改革

○食料・農業・農村基本計画目標の実現とそれを受けた新土地改良法の趣旨及び骨太の方針の改革の方向に即応して、農業の構造改革、都市と農村の共生・対流、自然と共生する環境創造等の課題に対し、迅速に対応できる**制度の抜本的改革**を実施。



林野公共事業の新たな展開方向

自然と共生する環境創造型事業への転換

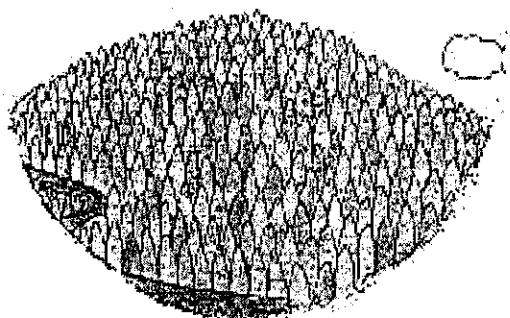
良質な水の確保、地球温暖化の防止や自然とのふれあいの場の提供など森林が本来有している環境創造機能が最大限に発揮されるよう事業を抜本的に改革



重視すべき機能の区分に応じて、望ましい環境を創出するための森林の整備を実施

従来の整備

- 木材生産を主体とした施策
- 木材生産の量的拡大のため、皆伐一新植を中心とした画一的な人工林の整備
- 経済性の高い針葉樹の一斉人工林が主体



- 木材の搬出に重点を置いた画一的な路網の整備

今後の展開方向

- 森林の多面的機能の持続的発揮を図るための施策へ転換
- 水土保持、森林と人との共生等重視すべき機能に応じて環境創造効果がより高度に発揮される多様な森林づくりを推進
- 複層林、広葉樹林・針広混交林等の整備を推進（長期育成循環施策等の推進）



- 重視する森林の機能に応じた森林管理路網（環境に優しい「エコりんどう」など）の整備

次代に引き継ぐ緑豊かな森林環境を創造

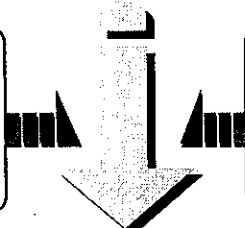
森林の多様な機能の持続的発揮を図るための施策体系の構築

従来の考え方

- 木材生産を主体として、量的整備を推進
- 画一的な人工林の造成（皆伐－新植が主体）とそのための林道整備

現
状

林業生産活動の停滞により、
手入れの行き届かない森林が
発生し、森林の公益的機能の
低下が懸念



- 良質な水の確保
- 地球温暖化の防止
- 自然とのふれあいの場の提供

期
待

新たな考え方

- 「おいしい水、きれいな空気、心休まる住居、美しい自然の姿」の実現など環境創出効果が最大限に発揮されるよう、森林を重視すべき機能に区分
- 間伐を着実に進めるとともに、区分に応じた多様な森林づくりと必要な基盤整備を推進

— 水土保持林－良質な水や安全な暮らしの確保－

水土保持機能の高度発揮が求められる森林を対象

- ・ 抜き伐りや伐期の長期化、広葉樹の導入などにより複層林、巨木林、針広混交林に誘導
- ・ 森林所有者等の自助努力による整備が進み難い森林について、治山事業等の公的関与による森林の保全・整備 等

— 森林と人との共生林－市民に開かれた森林づくりの推進－

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮が求められる森林を対象

- ・ 環境教育の場等としての利用に配慮した美しい森林空間の創出
- ・ 市民の参画を得るなど市民に開かれた里山林等の整備や野生生物の生息環境保全 等

— 資源の循環利用林－循環型社会構築のための森林資源の整備－

木材等生産機能の高度発揮が求められる森林を対象

- ・ 持続的な木材生産に資する効率的かつ計画的な森林整備
- ・ 林道・作業道等の一体的整備による路網の高密度化と作業ポイントの整備等

- 都市との共生・対流を図りつつ、フォレスト・コミュニティづくりを推進

— 森林居住環境整備－快適な居住空間の創出・生活環境基盤整備－

- ・ 居住地周辺の森林整備や循環型社会に資する自然エネルギー利活用施設等の整備
- ・ 用排水施設や山村と都市を結ぶ林道等山村の生活基盤の整備

- 自然環境の修復・再生による緑豊かな自然の創造

— 「緑の再生」緊急対策－公益的機能確保のための豊かな緑の再生－

- ・ 公益的機能が著しく低下している都市近郊林、里山林、水源林等について、郷土樹種の植栽等による自然植生の回復や間伐等により豊かな自然環境を再生

水産公共事業の展開方向

基本方針

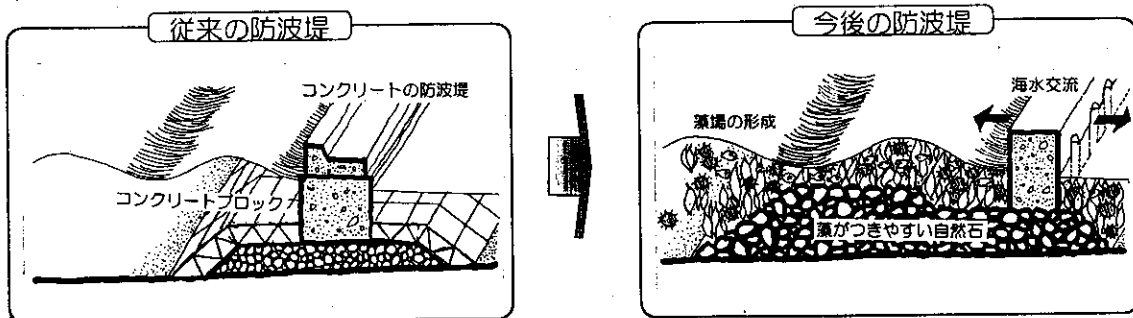
- 水産物の安定供給に加え、自然と共生する豊かな沿岸域環境を創造する事業へ転換
- 効率的な事業展開や地方分権等に対応した新たな計画制度に基づく事業制度へ転換

I. 自然と共生する豊かな沿岸域環境を創造する事業へ転換

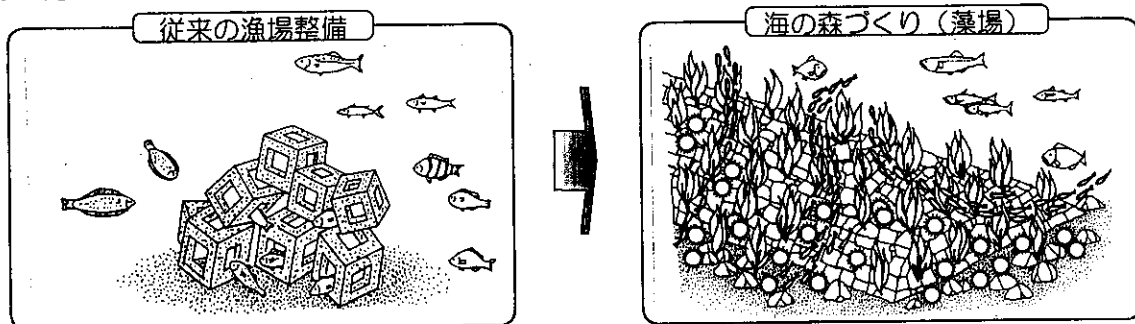
- 豊かな水産物の生産の場と海とのふれあいの場の創出による、自然と共生する豊かな沿岸域環境を創造する事業へ転換するとともに、都市との共生・対流が生まれる漁村の環境づくりを推進。
 - ① 漁場環境の保全・創造による「海の森づくり」
 - ② 水産動植物が生息し、繁殖する生産流通基盤づくり
 - ③ 環境・衛生管理（安全な食料の供給）に対応した生産流通基盤づくり
 - ④ 漁村の環境整備と都市・漁村の共生・対流の促進

「自然と共生する豊かな沿岸域環境の創造」のイメージ

- 従来のコンクリートで固めた防波堤から、藻場を形成し水産動植物が生息できる防波堤へ積極的に転換していきます。

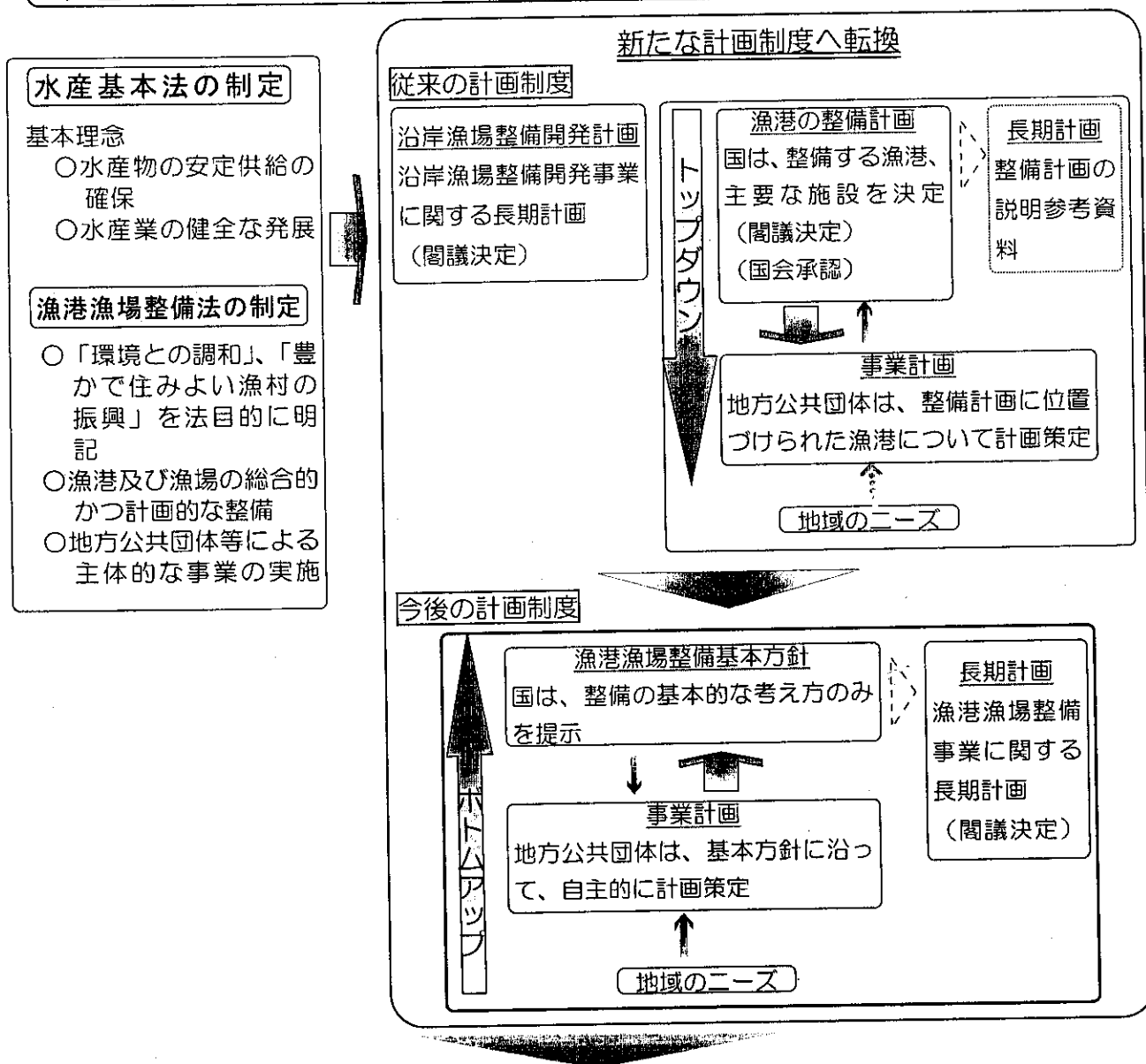


- 獲る漁場整備から、積極的な漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む「海の森づくり」を推進します。



Ⅱ. 漁港と漁場の一体的・総合的な計画制度に基づく事業の本格的な推進

1. 国主導から、地方の自主性を重視し、国民に開かれた事業へ改革



2. 漁港漁場整備長期計画の策定

- 現行の漁港整備長期計画及び沿岸漁場整備開発計画を統合し、新たな長期計画を策定
- 施策の目的及び達成効果に重点を置く計画に転換

今後の整備の方向

安全で効率的な水産物供給体制

- 水産資源が増え育つための「海の畑づくり」
- 生産性の向上、つくり育てる漁業の推進
- 流通の効率化、環境・衛生管理に対応した漁港整備

水産資源の生息環境等の積極的な保全・創造

- 「海の森づくり」(藻場・干潟の造成)

漁村の総合的な振興

- 漁村の生活環境の改善
- 都市との共生・対流の促進